

「消防酷書」発刊にあたって

全国消防職員協議会

会長 熊谷先雄

「119番」—そこに私たちが働いています。

夜間、世の中が寝しずまっている時も私たちは働いているのです。消防の仕事は、立派な消防車や救急車が備えられているだけで充分というものではありません。私たち消防職員の果さなければならぬ役割はひじょうに大きいことを私たちはいつも忘れたことはありません。しかし、私たちも一市民であり、一労働者です。今日の近代民主主義国家の中の一員なのです。消防の仕事の中でもそういう扱いを受けることはとうぜんだと考えています。

消防は、清掃や上下水道、社会福祉、教育などとともに市町村が行う行政の重要な一つであり、私たちは市町村に働く地方公務員です。国と都道府県が直接行う警察行政とは、仕事の性格からいっても、行政の機構からいってもまったく異なるものなのです。にもかかわらず、現在の地方公務員法では、私たちは警察職員と同じに、労働組合をつくることを禁止しています。このことは、日本も20年前に批准したILO87号条約に反しており、現在、政府の中で改めるかどうか検討中とのことです。

労働組合がつかれないこともあって、全国に12万5,000人いる消防職員のほとんどは、きわめて劣悪な労働条件、職場環境と、「規律」という名のもとに不公正な人事、旧軍隊のような古いしきたりが横行していても泣き寝入りの状態です。

この「酷書」は、全国から集めた実例をまとめたものであり、これらの実例は氷山の一角にしかすぎません。私たちは、消防職員協議会を発足させました。消防行政のほんとうの近代化のために、私たちは自ら努力を傾注して行きます。この「酷書」をご一読いただき、一人でも多くの方のご理解が深められれば幸甚です。